

船橋市認可外保育施設通園児補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設に通園している幼児及び乳児の保護者に対し、認可外保育施設通園児補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項、第10項に規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）であり、法第59条の2第1項により届出されている施設をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設

(2) 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設

2 通園児 認可外保育施設に通園している幼児及び乳児をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

(1) 満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した者

(2) 満3歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者である者

(3) 法第6条の3第9項から第12項に規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けている施設を利用している者

(4) 子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を利用している者

(5) 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設を利用している者

(6) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に規定する目的で設置され、同法第4条に規定する認可を受けた幼稚園及び同法第4条の2に規定する届け出がされた幼稚園を利用している児童

3 保護者 通園児の親権者、後見人その他の者で、通園児を現に監護している者をいう。

4 利用料 認可外保育施設で保育の提供を受ける際、保護者が負担した費用。ただし、以下の費用を除くものとする。

(1) 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 通園する際に提供される便宜に要する費用

(5) その他、提供される保育に要する費用のうち、保育の提供を受けるうえで通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる保護者は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りではない。

(1) 市内に在住し、かつ住民基本台帳に登録されている者

(2) 認可外保育施設に月64時間以上、保育を継続して委託している者

(3) 補助金の対象となる月に、当該通園児に対する子ども・子育て支援法第30条の11に規定する施設等利用費の支給を受けていない者

(4) 次のいずれかの事由に該当すること。

ア 1月において、64時間以上労働することを常態とすること

イ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること

ウ 親族（長期間入院等をしている親族を含む）を介護または看護していること

エ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること

オ 妊娠中（出産月の前2月（多胎妊娠の場合は出産月の前4月）以内）であるか又は出産後間がない（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間）こと

カ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。ただし、求職活動を開始した日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

キ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定す

- る専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること
- ク 育児休業若しくは育児休業に準ずるものとして市長が認める休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る児童以外の児童が、当該育児休業の間に認可外保育施設を利用することが必要であると認められること
- ケ 育児休業若しくは育児休業に準ずるものとして市長が認める休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る児童が当該育児休業終了後に認可外保育施設を利用することが必要であると認められ、かつ、育児休業終了後に当該保護者が1月において64時間以上労働することを常態とすること。ただし、月の1日から15日までの間に就業を開始する場合は、当該月の前月1日から就業を開始する日の前日までの期間、月の16日から末日までの間に就業を開始する場合は、当該月の1日から就業を開始する日の前日までの期間とする。

（補助金）

第4条 補助金の額は、現に保護者が負担している月額利用料とし、月額30,000円を限度とする。

（交付申請及び決定通知）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、市長が指定する日までに認可外保育施設通園児補助金交付申請書（第1号様式）、第3条に規定する交付の要件を確認できる書類に認可外保育施設を設置運営する者が交付する証明書及び必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の認可外保育施設を設置運営する者が交付する証明書として認めるものは、通園児名、生年月日、認可外保育施設の名称、利用料、認可外保育施設の利用月及び月の契約時間が証明されているものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を認可外保育施設通園児補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付の決定を通知した保護者に対し、その保護者が指定する口座に補助金額を振り込む。

(受給資格の消滅)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- 1 保護者又は、監護に係る通園児が本市に住所を有しなくなったとき
- 2 保護者が当該通園児の保護者でなくなったとき
- 3 通園児が認可外保育施設に通園しなくなったとき

(補助金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(船橋市簡易保育所通園児補助金交付要綱及び船橋市簡易保育所通園乳児要綱の廃止)

- 2 船橋市簡易保育所通園児童補助金交付要綱(昭和48年船橋市要綱)及び船橋市簡易保育所通園乳児補助金交付要綱(昭和50年船橋市要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年11月1日から施行し、昭和53年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年9月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から同年6月30日までの間に認可外保育施設に通園していた幼児及び乳児の保護者に対する補助金の交付に係る同年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年9月において認可外保育施設と船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(昭和54年3月30日。規則第23号。)第2条第1項に規定する私立幼稚園を併用する通園児の保護者に対する補助金の交付にかかる同年10月1日から令和2年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

ただし、通園児補助金交付額(令和元年9月通園分)と船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき交付される交付額(令和元年4月から令和元年9月までの在籍について交付される交付額を在籍月数で除した金額。以下「幼稚園就園奨励費交付額」という。)を合算した額と、子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき支給される施設等利用費の支給額(令和元年度10月分から3月分までの各月の支給額)との差額とし、月額上限11,300円(幼稚園にかかる施設等利用費以外の施設等利用費の支給がある場合は、11,300円よりその額を控除した額を上限額とする。)を支給するものとする。

この場合において、保護者は幼稚園就園奨励費交付額を船橋市が確認することを同意し、必要書類を添えて申請するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2. 船橋市認証保育所通園児補助金交付要綱は廃止する。ただし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における認証保育所通園児補助金については、当該要綱の規定を適用する

ものとし、本要綱の規定は適用しない。

認可外保育施設通園児補助金交付申請書

船橋市長 あて

〒

申請者(保護者・振込先)

現住所

日中連絡がとれる電話番号

ふりがな

氏名

認可外保育施設通園児補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

なお、審査にあたり、課税状況を船橋市が確認することに同意します。

1. 家族構成及び就労状況

氏名	続柄	生年月日	勤務先名称
ふりがな	本人	R . . .	就労証明書の記載内容と同じものを記入してください
児童氏名			
児童の世帯員		S H . . . R	
		S H . . . R	
		S H . . . R	
		S H . . . R	

2. 通園の状況 ※利用料は、施設が記入する「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の「利用料」の額を記入してください。

施設名		通園月	月の保育契約時間数 (以上・未満○)	利用料※	通園月	月の保育契約時間数 (以上・未満○)	利用料※
1期	4月	64時間 以上・未満	円	3期	10月	64時間 以上・未満	円
	5月	64時間 以上・未満	円		11月	64時間 以上・未満	円
	6月	64時間 以上・未満	円		12月	64時間 以上・未満	円
2期	7月	64時間 以上・未満	円	4期	1月	64時間 以上・未満	円
	8月	64時間 以上・未満	円		2月	64時間 以上・未満	円
	9月	64時間 以上・未満	円		3月	64時間 以上・未満	円

3. 振入口座 口座名義は申請者の方をご記入ください。前回の申請から変更がない場合は「同一の口座を希望する」にチェックし、初回申請時及び口座を変更する場合は、「以下の口座を希望する」にチェックし口座情報をご記入ください。

前回振入口座と同一の口座を希望する 以下の口座を希望する

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
銀行・信用金庫 農協・信用組合	口座番号						
支店 出張所	口座名義 (カタカナで記入)						

年 月 日

認可外保育施設通園児補助金交付可否決定通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった認可外保育施設通園児補助金の交付については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する。 交付決定額 円

内 訳

児童名：

対象月	補助金額	対象月	補助金額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
		合計	円

2. 交付しない。

理由